

て、組合と調整を図りたい。

問 小、中学校の校舎等で、檀原消防署に配備されているはしご車では、校舎に近寄れない場所がある。入口のフェンスを少し広げるだけで入れるところもあるが、対策は。

答 施設や道路状況を含む立地条件をすぐに進入可能な状態にするのは困難であり、今後対応策が必要である。当面は人的手段による補完的な対応が必要であり、各学校では消防計画書を作成し、防火計画、避難誘導計画に基づき、避難訓練を年2回以上実施している。はしご車の進入困難な学校には、それを念頭に置いた訓練の実施を指導したい。

問 運動場入口にクラブ活動に使用するネットが張られてあり消防車が入れないところなどの対応はどうするのか。

答 消防署からの指導等をまだ受けていない。今後、指導を受け、相談の上検討したい。
問 消防法ではイベントでの消火器の設置義務はない。本市主催のイベントでの対策は。

答 市が関わる屋外イベントでは、消防団による巡視、警

備の態勢を図っている。8月末の愛宕祭の際にも、露天商

に対する巡視、防火指導を檀原警察署、檀原消防署、檀原消防団が合同で実施した。
問 ゲリラ豪雨による水害や土砂崩れの対策は。

答 洪水に関するハザードマップを作成し、全世帯に配布の上、出前講座などで啓発を行っている。また、市内には県指定の土砂災害危険区域があり、周辺住民に対し、土砂崩れの可能性のある場所や情報伝達、避難の心得等を記したマップを配布している。

問 耐震診断、工事の補助は。
答 既存木造住宅耐震診断事業として、無料診断。一戸建て住宅の精密耐震診断補助事業として、費用の3分の2の補助で上限が6万6千円。特殊建築物耐震診断補助事業として、費用の3分の2の補助で、上限が133万3千円。そして、既存住宅耐震改修補助事業。これには改修計画と改修工事があり、計画は、費用の3分の2で上限が10万円の補助。工事は、費用の3分の1で、上限は50万円の補助。耐震化、支援事業を進める上

においても、広報等により周知活動を行っていく。

知活動を行っていく。

問 大規模災害による助成金はあるのか。
答 檀原市小災害救助内規があり、檀原市災害慰問金の支給等に関する条例の適用を受けた方を除き、住家が全壊、全焼、流失の被害を受けた場合、単身世帯に3万円、2人以上の世帯に5万円及び世帯の方1人につき2千円の見舞金。また、生活必需品の購入費用として1人当たり5千円。なお、教育委員会が必要と認める場合に学用品の支給等。半壊、半焼の被害を受けた場合、単身世帯に1万5千円、2人以上の世帯に2万5千円の見舞金。寮等の集合住宅の住家の被害に対する見舞金については、単身世帯の2分の1。災害で亡くなった方の遺族に対し、1人につき1万円の弔慰金。日本赤十字社奈良県支部にも同様の内規があり、日本赤十字社奈良県支部と連携をとりつつ、被害程度に応じて必要な援助を行っていく。

問 建物被害に遭ったときに、5千円で何ができるのか。
答 現在の予算で可能な範囲がその金額であるが、今後の

ことも踏まえて検討したい。
問 災害で出たがれきの置き場、処理方法は。
答 地域防災計画では、仮置き場候補地として営農スポーツ広場を検討しており、15地点ある。地震災害等でがれきの量が膨大になる場合は、民間企業の空き地や休耕地等を仮置き場として確保することも検討したい。処理については、がれきは本来処理ができない部分がかなりあるため、産業廃棄物処理業者あるいは大阪湾フェニックス等に処分を依頼する必要がある。また、粗大ごみ、不燃ごみが多く発生する可能性がある。それらはリサイクル館かしはらでの処理が可能だが、量によっては、他の自治体に協力を求めることも考えられる。

問 かしはら安心パークのへの離発着についてはどうか。
答 約4千㎡のグラウンドを有し、離発着が可能である。ドクターヘリや奈良県防災ヘリが、何らかの理由で本来の場所に着陸できない場合の補完的施設となる。災害時には自衛隊等による基地等の活用を考えている。

問 この計画のはじめの部分に、後期基本計画は「社会状況の変化に的確に対応するため、計画内容の見直しを行うための策定にあたっては、総合計画策定審議会を6回開き、2回目の審議会で会長は「議会の議決を得た基本構想をベースに、前期5カ年の検証をしながら、新たな課題に対応していきたい」という内容の発言をしている。基本計画のはじめにある文言は、会長の発言内容とかい離しているのでは。
答 後期基本計画は、基本構想の考え方を中心としている。前期5年で社会情勢等変化があった中、それらを検証し、できていなかったことや、新規で行うことも含め、基本構想における考え方とかい離しない範囲で議論するものと考えている。

一般質問
檀本利明
(自民・真政会)
檀原市第3次総合計画(後期)の中で、計画書「はじめ」で将来人口減に対する対応は(医療、生活保護)

問 この計画のはじめの部分に、後期基本計画は「社会状況の変化に的確に対応するため、計画内容の見直しを行うための策定にあたっては、総合計画策定審議会を6回開き、2回目の審議会で会長は「議会の議決を得た基本構想をベースに、前期5カ年の検証をしながら、新たな課題に対応していきたい」という内容の発言をしている。基本計画のはじめにある文言は、会長の発言内容とかい離しているのでは。
答 後期基本計画は、基本構想の考え方を中心としている。前期5年で社会情勢等変化があった中、それらを検証し、できていなかったことや、新規で行うことも含め、基本構想における考え方とかい離しない範囲で議論するものと考えている。